

## 「国の指針」と「現プラン」の対応表

国が策定している次世代育成支援行動計画策定指針  
(都道府県計画に盛り込むべき事項)

## (1) 地域における子育ての支援 → 現プランでは柱4/柱6

- ア 地域における子育て支援サービスの充実
- イ 保育サービスの充実
- ウ 子育て支援のネットワークづくり
- エ 子どもの健全育成
  - (ア) 児童館や青少年教育施設等を活用した地域の協力による子どもの健全育成
  - (イ) 放課後子ども総合プラン
- オ 地域における人材養成

## (2) 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進 → 柱3

- ア 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策
- イ 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実
- ウ 「食育」の推進
- エ 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり
- オ 小児医療の充実
- カ 小児慢性特定疾病対策の推進
- キ 不妊に悩む方に対する支援充実

## (3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備 → 柱1/柱6

- ア 次代の親の育成
- イ 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備
  - (ア) 確かな学力の向上
  - (イ) 豊かな心の育成
  - (ウ) 健やかな体の育成
  - (エ) 信頼される学校づくり
  - (オ) 幼児教育の充実
- ウ 家庭や地域の教育力の向上
  - (ア) 豊かなつながりの中での家庭教育への支援の充実
  - (イ) 地域の教育力の向上
- エ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

## (4) 子育てを支援する生活環境の整備 → 柱5

- ア 良質な住宅の確保
- イ 良好な居住環境の確保
- ウ 安全な道路交通環境の整備
- エ 安心して外出できる環境の整備
  - (ア) 公共施設、公共交通機関、建築物等のバリアフリー化
  - (イ) 子育て世帯にやさしいトイレ等の整備
  - (ウ) 子育て世帯への情報提供
- オ 安全・安心まちづくりの推進等

## (5) 職業生活と家庭生活との両立の推進等 → 柱2

- ア 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し
- イ 仕事と子育ての両立のための基盤整備

## (6) 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の推進 → 柱1-3

## (7) 子どもの安全の確保 → 柱5

- ア 子どもの交通安全を確保するための活動の推進
  - (ア) 交通安全教育の推進
  - (イ) チャイルドシートの正しい使用の徹底
  - (ウ) 自転車の安全利用の推進
- イ 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
- ウ 被害に遭った子どもの保護の推進

## (8) 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進 → 柱7

- ア 児童虐待防止対策の充実
  - (ア) 児童相談所の体制の強化
  - (イ) 市町村や関係機関との役割分担及び連携の推進
  - (ウ) 妊婦や子育て家庭の相談体制の整備
  - (エ) 児童虐待による死亡事例等の重大事例の検証
- イ 社会的養護体制の充実
  - (ア) 家庭的擁護の推進
  - (イ) 専門的ケアの充実及び人材の確保・育成
  - (ウ) 自立支援の充実
  - (エ) 家庭支援及び地域支援の充実
  - (オ) 子どもの権利擁護の強化
- ウ 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進
- エ 障害児施策の充実等

## 現プランの構成

## 柱1 未来の社会・家庭を築く若者の育成と支援

- 1 次代の親の育成
- 2 若者の就業支援
- 3 結婚応援の推進

## 柱2 子育てと仕事が両立できる環境の整備

- 1 働きながら子育てできる環境づくり
- 2 仕事と生活の調和
- 3 職場・家庭における男女共同参画の推進

## 柱3 子どもと母性の健康の確保と増進

- 1 安心して妊娠・出産できる環境づくり
- 2 小児医療・乳幼児保健対策の充実
- 3 「食育」の推進
- 4 学童期・思春期の心と体の健康づくり

## 柱4 地域における多様な子育て支援

- 1 すべての子育て家庭への支援
- 2 幼児教育・保育サービスの充実
- 3 子どもの健全育成
- 4 地域における人材育成
- 5 地域のネットワークづくり
- 6 経済的支援の推進

## 柱5 子どもの安全と安心の生活環境の整備

- 1 子育てしやすい住環境づくり
- 2 安心して外出できる環境づくり
- 3 子どもを犯罪の被害等から守る環境づくり
- 4 被害にあった子どもの保護の推進

## 柱6 子どもの健やかな成長のための教育環境の整備

- 1 子どもの生きる力の育成
  - (1) 確かな学力をはぐくみ、個性や能力を伸ばす学校教育の充実
  - (2) 豊かな人間性や志をもってたくましく生きる力をつちかう教育の推進
  - (3) 健やかな体の育成
  - (4) 信頼される学校づくり
- 2 家庭や地域の教育力の向上
  - (1) 家庭教育支援の充実
  - (2) 地域の教育力の向上
  - (3) 体験活動の充実
- 3 子どもを取り巻くいじめ問題等への対応
  - (1) いじめ・不登校・ひきこもり・非行等の予防、対応
  - (2) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

## 柱7 きめ細かな対応が必要な子どもへの支援

- 1 児童虐待防止対策の充実
  - (1) 児童相談所の相談体制の強化
  - (2) 市町村と関係機関との役割分担及び連携の推進
  - (3) 発生予防から再発防止までの総合的な施策の実施
- 2 社会的擁護体制の充実
  - (1) 児童養護施設等におけるサービスの充実
  - (2) 自立支援策の強化
  - (3) 家庭的擁護の充実
  - (4) 子どもの権利擁護の強化
- 3 ひとり親家庭等の自立支援の推進
  - (1) 生活と子育ての支援
  - (2) 就業支援
  - (3) 経済的支援
- 4 障害のある子どもへの支援
  - (1) 障害のある子どもの育成
  - (2) 特別支援教育推進体制の整備